

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立四谷中学校
校長名 長 田 克 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の基本に立ち、生徒一人ひとりの生命と人格を尊重した教育を推進する。未来への夢や目標に向かい強い意志で自らを律し、その実現に努めるとともに、正義感や公正を重んじ、たくましく生きぬく力を身に付けた心身ともに健康な生徒の育成をめざし、次の目標を設定する。

- すすんで学習し、ねばりよく努力する人
- みんなと協力し、仕事に責任をもつ人
- 豊かな心を持ち、正しい行動のできる人

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 個に応じた指導の実現に向けて、指導と評価の一体化を促進し、生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び、技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等や主体的に取り組む態度を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
- ② 教員の授業力を向上させるために、校内研修を行い、指導法の研究や生徒の基礎学力の定着に向けた取組を行う。
- ③ 家庭と連携を図り学習の基盤をつくる活動を充実させ生徒の主体的に学習に取り組む態度を養う。

イ 豊かな心の育成

- ① 人権尊重の精神に基づき、いじめなどの偏見や差別を解消する指導体制を充実させ、生徒一人ひとりの個性を大切に生活指導をする。また、生徒が他者と共生しながら自己実現を図る学級経営を推進する。
- ② 生徒の不安、心の悩みの解決や不登校生徒への支援をする。また、生徒理解に基づいた対話的な生活指導の充実を図る。そのために、教育相談体制を一層強化する。
- ③ 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動する自立した人間を育成するため、道徳教育の向上心を充実させる。

ウ 健やかな体の育成

- ① 心身の健康や食習慣等、自己管理できる能力を高めさせるために、全教育活動を通して体力向上、食育指導、保健指導を充実させる。
- ② 生涯スポーツとしての体育活動の意義を理解して、体力向上に主体的に取り組もうとする気持ちを涵養、障害者スポーツへの理解を深める。

エ 不登校生徒への支援

- ① 不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、全ての生徒が人や社会とつながり、自分が認められた存在であると実感できるような魅力ある学校づくりや不登校生徒の社会的自立に向けた居場所づくり、絆づくりのために登校支援コーディネーターと登校支援巡回教員を中心に週1回の校内委員会を実施し、関係機関と連携を図りながら全校体制で組織的に取り組む。

オ いじめ総合対策を踏まえ、いじめの防止等の取組を効果的に実行する方針

- ① 週1時間のいじめ対応のための時間を活用し、差別やいじめを見逃さず、事実を正確に捉え、職員の共通理解・協議実践し、未然防止、早期発見・早期対応を徹底する。

カ 特別支援教育の充実

- ① 八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会を保障し、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、インクルーシブな教育を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【四谷中学校グループ（上壱分方小、元八王子東小）】

- ① 四谷中学校グループ3校が「成就感・達成感を味わえる児童・生徒」を共通目標とし、育成するために9年間で切れ目なくつなぐ教育活動を推進し、学習面及び生活面等の指導の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 生徒一人ひとりの特性に応じた指導を行うため、数学科、英語科における習熟度別少人数指導をはじめとして、1人1台の学習用端末やICT機器を活用し、個別最適な学び及び協働的な学びに向けて指導方法の工夫や改善を図る。
- ② 生徒が「主体的に考える場面」や「生徒同士が意見を出し合い、考えを深める場面」を意図的・計画的に設定し、様々な方法でのコミュニケーションやICTの活用により、自らの考えや意見を発信することを通して、人生や社会の在り方と結び付けて考えさせる主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ③ 「八王子市学力定着度調査」や「はちおうじっ子ミニマム」の結果を踏まえ、多くの生徒につまずきのある問題を、成果指標に基づき具体的な指導改善を図るとともに、授業や放課後の学習教室を活用して、基礎学力の定着と個に応じた学習の実践をすすめる。
- ④ 授業の導入時に「本時のねらい」の明示、終末に「授業の振り返り・まとめ」の時間を設定する。
- ⑤ 基礎的な学力の定着に課題がある生徒や特別な支援を必要とする生徒に基礎学力を身に付けさせるために、講師を招き指導方法の工夫・改善を図るための授業力向上の研修会等を実施する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域の方とのふれあいを深める社会体験や諸外国の生活や文化に触れる体験から、伝統文化や職業観及び国際社会に貢献しようとする意欲や態度を身に付ける。また、地域に伝わる伝統芸能の良さを再認識し、郷土を愛する心や誇りをもって豊かに生活しようとする心を育てる。
 - ・第1学年は、「身近な地域について学ぶ」をテーマとする。八王子の伝統文化や郷土学習から課題を設定し、調査・学習をしながら研究を深め、特に調査する力を育成する。
 - ・第2学年は、「地域・社会について学ぶ」をテーマとする。キャリア教育の一環として、3日間の職場体験に取り組む。さらに、校外学習では、事前事後の学習の中で東京都民として東京の文化や歴史を学び、まとめ・発表する場を設定し表現力等を育成する。
 - ・第3学年は、「世界と日本について学ぶ」をテーマとする。日本人として日本の伝統や文化について、修学旅行で実地体験と調査を行い、研究を深め、発表する。さらに、国際社会との関わりの中で必要な資質と、自らの適性・進路について考えさせる。

ウ 特別活動

- ① 学級活動、生徒会活動、学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、充実した学校生活を送ることができるよう自主的、実践的態度を育てる。
- ② 学級活動において、生徒一人ひとりの個性を尊重し、仲間と関わる大切さを体感し、様々な個性をもった人とのコミュニケーション能力を育てる。
- ③ 生徒会活動において、校内活動や地域ボランティア活動の充実を図り、社会の一員としての自覚と責任感を高め、学校や地域に貢献する気持ちを育む。
- ④ 学校行事においては、実行委員会や係活動を通し、生徒が自主的に活動し、協力して物事を行う楽しさを体験するとともに、生徒の主体的な参加を促して集団への帰属意識や連帯感を育て、成就感・達成感が得られるような指導を図る。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画及び別葉を基にした計画的な実施をはじめ、全教育活動を通じて道徳教育を充実させ、自他を敬愛する態度を育むために、内容項目にある「親切、思いやり」「生命の尊さ」等を指導の重点とし、生徒同士、生徒と教師、地域の方々との対話を通じ、多面的・多角的に考え、議論する授業を実践する。

イ 人権尊重の精神に基づき、互いを認め合い、より良い生き方について考えさせ、ルール、マナー、モラルなどの社会性を高め、それらを日常生活に活かすよう指導し、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。

ウ SNSによるトラブルやいじめを題材とし相手を尊重する心を育て、考える道徳を年3回行う。

エ 「道徳授業地区公開講座」や道徳科の授業を保護者・地域に公開して、学校の取組やねらいを説明する機会とし、保護者・地域とともに道徳教育について考える場とする。

(3) キャリア教育

ア 四谷中学校グループが一体となって、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、継続的な活動できるようにする。一つ一つの活動後に児童・生徒が振り返り、教員による価値付けを行うことで、学びの実感につなげていく。また、学期末には家庭に持ち帰り、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようにし、家庭と連携しながら自己の成長を見つめる機会を確保する。

イ 地域社会と連携し、地域訪問、上級学校訪問、職場体験学習、ボランティア活動を通し、自らの生き方を深く考える力を育む。

第2号の3表

学校名 八王子市立四谷中学校

(4) 特別支援教育

- ア 特別支援教室コーディネーターを中心に週1回の校内委員会を開催し、学校生活支援シートや個別指導計画を基に、スクールカウンセラーや関係諸機関と共に生徒に必要な支援を考え、共通理解・共通認識の下、特別支援教育専門員や学校サポーターとも連携し組織的に実施する。
- イ 生徒の生活や学習上の困り感に対応できるように、1人1台の学習用端末の活用など学習環境を整備し、授業の指導方法などを工夫し、一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮や細やかな支援を行う。
- ウ 都立特別支援学校との副籍交流により、各種便りの発信、学校行事への参加等を通して、人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざす。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 自己肯定感を高めるために生徒一人ひとりへの個別の配慮、支援を実践していくために、カウンセリングマインドに基づく教育相談の充実に努める。また、生徒の実態にあわせた生活のきまりについて見直す。
- ② 生徒に対して、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」や「きずなづくり」に努める。また、自己の身を守るための安全指導・セーフティ教室、八王子市いのちの大切さを共に考える日、薬物乱用防止教室や避難訓練等を計画的に実施し、安全教育の充実に図る。特に、情報モラル教育（SNS等）については外部人材と連携する。
- ③ 性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けさせる生命（いのち）の安全教育を実施する。また、第2学年「がん教育」、第3学年「赤ちゃんふれあい事業」を実施し、自他の健康と命の大切さを学ぶ。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」及び「学校いじめ防止基本方針」のもと、週1回の「学校いじめ対策委員会」を中心とした校内体制を確立し、生徒情報を職員全体で共有しながら、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期解決を徹底する。
- ② 週1時間のいじめ対応の時間では、学年での記録、情報共有、対応検討を実施し、毎月の振り返りアンケートや二者面談、Q-U等を元にした個々の生徒の状況把握等や相談できる大人ができるよう支援する。また、第1学年では「いじめ防止プログラム」を実施する。
- ③ 年3回の「いじめ防止授業」及び「教員研修」を実施する。

ウ 不登校生徒への支援

- ① 登校支援コーディネーターを核とし、個票システムを活用し、生徒一人ひとりの実態を把握し、支援する。また、登校支援巡回教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、さらに「別室」の環境を整備し、校内別室指導支援員配置し、生徒や保護者のニーズに応じた社会的自立に向けた支援を行う。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）生徒会、児童会が中心となりいじめ防止のための取組や協働のあいさつ運動を月1回程度実施する。また、はちおうじっ子サミットの取組などで、生徒会、児童会の交流を行う。
- （取組2）「学力定着プロジェクトチーム」を組織し、小中合同の教務部会において八王子市学力定着調査等の結果分析と授業改善の取組の検討、共通理解を行い、ドリル型学習コンテンツを活用する。（はちおうじっ子ミニマム）
- （取組3）各学校の小中一貫担当教員が企画、運営をし、年3回の小・中学校での合同研修会（相互の授業参観と協議）を通し、学習指導内容・指導方法の共通理解と基本的生活習慣・規範意識等の現状と課題の共通理解を図り、系統的に指導に取り組む。
- （取組4）青少年対策委員会と連携し、年に3回程度、児童・生徒、教職員が、地域住民とともに地域清掃を行うクリーン活動を行う。

イ 学力向上の取組

- ① はちおうじっ子ミニマムを活用して基礎学力の定着を図る。学習意欲向上のために朝学習、放課後学習教室（四谷未来塾）、定期考査前や長期休業中の学習教室等を実施する。

ウ その他

- ① 四谷中学校グループ一体となって情報活用能力システム表を使って義務教育9年間を見通し、生徒が1人1台の学習用端末や情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、主体的、積極的に活用するための学習活動の充実に図る。
- ② 四谷中2020レガシーとして、講演会等の活動を通して多様性の理解や海外に関する視野を広げると同時に、郷土である八王子市や日本の伝統・文化のよさを理解し国際理解教育を推進する。
- ③ 地域運営学校として、地域・保護者の学校運営への参画を図り、地域総合防災訓練、ラベンダー活動等の様々な活動で地域の方を活用する。また、生徒の地域活動への参加を促し、その取組を見取り評価する。
- ④ 体力向上を図るため、全校生徒に「積極的に体を動かし、運動をする」ことを保健体育の授業や部活動で呼びかけ、また食育だよりを活用し、食への関心を高めさせ、健康な体作りを図る。
- ⑤ 「八王子市の部活動改革」がめざす方向性に基づき、学校部活動と地域活動が連携し、学校部活動の精選、地域の外部指導者の確保など部活動改革を令和9年度の完成をめざし進めていく。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	20	22	16	5	20	23	18	19	16	18	17	210
2	18	20	22	16	5	20	23	18	19	16	18	17	212
3	18	20	22	16	5	20	23	18	19	16	18	14	209
備考	・第1学年は入学式が4月9日（水）のため、4月が2日減。 ・第3学年は卒業式が3月19日（木）のため、3月が3日減。 ・夏季休業日 7月24日（木）から8月25日（月）までとする。 ・振替休業日を設けない土曜日授業は4月19日（土）、6月14日（土）、10月11日（土）、1月31日（土）とする。 ・都民の日 10月1日（水）は授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国語	140	140	105	
	社 会	105	105	140(2)	
	数 学	140	105	140	
	理 科	105	140	140	
	音 楽	45	35	35	
	美 術	45	35	35	
	保 健 体 育	105	105	105	
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35	
	外 国 語 (英語)	140	140	140	
	小 計	895	875	875(2)	
特別の教科 道徳		35	35	35	
総合的な学習の時間		50 (16)	70 (16)	70 (16)	
特別活動(学級活動)		35	35	35	
総 計		1015 (16)	1015 (16)	1015 (18)	

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	5	5	5
学校行事	72.2	72.0	64.0
学級・学年裁量の時間	3	3	3

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間は50分とする。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・ 総合的な学習の時間を4月25日、5月23日、6月20日、7月11日、7月18日、8月29日、11月28日、12月12日、1月16日、2月6日、3月6日に設定し11時間確保する。
- ・ 対面式4月11日、生徒総会5月9日、スケアードストレイト5月16日、セーフティー教室6月13日、地域防災訓練9月12日、合唱コンクール練習10月17日、24日に設定し、計7時間確保する。

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・ 第1学年は長期休業中に郷土学習（八王子市の日本遺産・環境）を年間10時間、進路学習（身近な職業調べ）を年間6時間、計16時間を実施する。
- ・ 第2学年は長期休業中に郷土学習（八王子と東京下町の産業・ものづくり・文化）を年間10時間、進路学習（上級学校調べ）を年間6時間、計16時間を実施する。
- ・ 第3学年は長期休業中に郷土学習（八王子と古都奈良・京都とのつながり、甲州道中、宿場町としての役割）を年間10時間、進路学習（進路選択）を年間6時間、計16時間を実施する。税の作文（社会科）を長期休業中に年間2時間を実施する。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 基礎学力向上の取組として、朝学習を実施する。月曜日から金曜日までの朝学活前の10分間で、年間を通じて計画的に実施する。
- ・ 全学年、全校体制で平日放課後（毎週月・木曜日の15:45～16:15）に基礎学習のための時間を設ける。その時間は、英語・数学の基礎学力の定着を図る時間とする。期間は一年を通じて、定期テスト前、体育大会等の行事前、三者面談期間等を除き計画的に開催する。
- ・ 長期休業中、三者面談期間の午前中に補習学習の時間を設け、基礎学力向上のため補習教室を実施する。
- ・ 定期テスト一週間前より、放課後45分間の質問教室を実施する。

カ その他

- ・ 武道は、柔道を実施する。年間で、第1学年7時間、第2学年7時間、第3学年7時間を実施する。